

議案第26号

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」  
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## つくば市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第22条（略） （職員）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3（略）</p> <p>第24条（以下略）</p>	<p>第1条—第22条（略） （職員）</p> <p>第23条（略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p> <p>3（略）</p> <p>第24条（以下略）</p>